

「宅地造成及び特定盛土等規制法」

通称「盛土規制法」について

安城市全域が令和7年5月9日に「宅地造成等工事規制区域」に指定され、同日から運用を開始しました。

規制の内容

一定規模以上の盛土等を行う場合は、許可が必要です。

土地所有者等は、盛土等を常に安全に維持する必要があります。

※提出された許可の内容は、Webサイトで公表されます（法第12条第4項）。

許可の対象となる盛土等の規模

土地の形質の変更 (盛土・切土)	一時的な 土石の堆積
①盛土で高さが1m超の崖※1を生ずるもの	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの
②切土で高さが2m超の崖※1を生ずるもの	⑦最大時に堆積する面積※3が500㎡超となるもの
③盛土と切土を同時にいき、高さが2m超の崖※1を生ずるもの	
④盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	
⑤盛土又は切土をする土地の面積※2が500㎡超となるもの（①～④を除く）	

※1 地表面が水平面に対し30度を超える角度となる土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

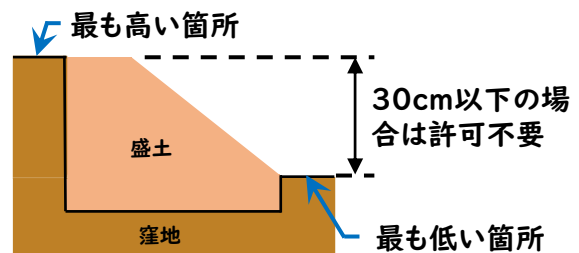
※2 工事前後の地盤面の標高の差が**30cm**を超える部分の面積（質の変更を行わず、かつ現況地盤面の勾配が5%以下の場合**1m超**）

※3 工事前後の地盤面の標高の差が**30cm**を超える部分の面積

（参考）四方の土地より低い窪地を嵩上げする場合における「標高の差」の考え方

土地の形質の変更において、**窪地を嵩上げる場合**、※2の「**標高の差**」は**四方の土地のうち最も低い箇所との差**となります。

よって、最も低い箇所と最も高い箇所の差が**30cm以下**（質の変更を行わず、かつ現況地盤面の勾配が5%以下の場合**1m以下**）の場合は許可不要となります。



許可申請が不要となる盛土等

次の行為については、盛土規制法による許可申請が不要となる場合があります。詳細はご相談ください。

- 道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等
- 工事の施工に付随して行われる土石の堆積で、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に堆積するもの
- 農地と採草放牧地で行われる通常の営農行為など
- 指定日（令和7年5月9日）以降に開発許可（都市計画法第29条第1項）を受けた土地の造成 ※盛土規制法の許可対象となる規模の工事に限る。

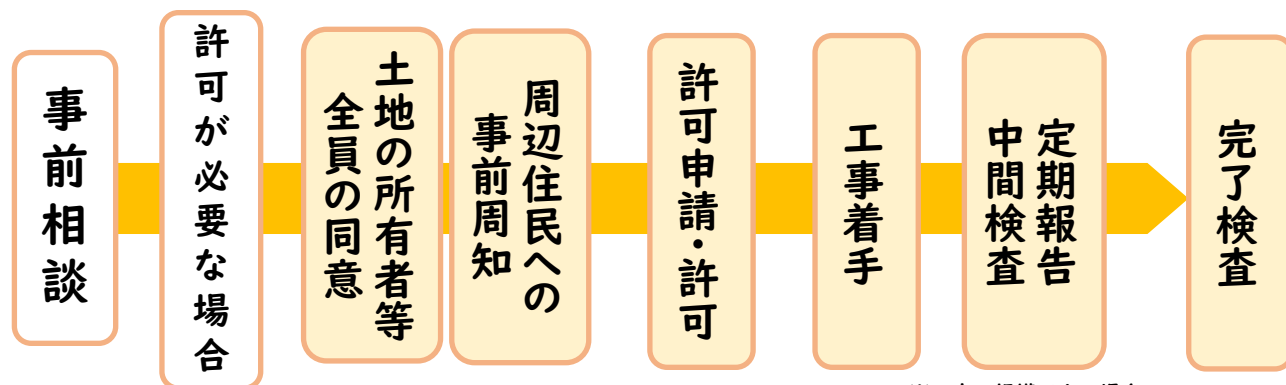
事前相談の際に必要な書類

事前相談を希望する場合は、次の書類をご用意ください。

※回答には5営業日程度のお時間をいただきます。

- 位置図
- 造成計画平面図（盛土等の高さ及び盛土等を行う面積が分かるもの）
- 断面図（平面図では造成の状況が分かりにくい場合）
- その他必要な書類

許可申請から工事完了までの流れ



※一定の規模以上の場合

- 安城市の審査基準及び手続方法は、愛知県が発行している「盛土規制法に係る許可申請等の手引」、「盛土規制法に係る設計指針」に準拠しています。愛知県のWebサイトにて公表されていますので、詳細はそちらをご覧ください。
- 申請に必要な様式等は、安城市Webサイトに掲載しています。
（右のQRコードからWebサイトにアクセスできます。）

